
公安委員会規則

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第17号

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則(平成19年高知県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「圓」を削り、

「再調査の申請書」

を

「再審査の申請書」

に改める。

別記第3号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「⑩」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則 (抜粋)

別記

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所(留置されている場合は、留置施 設が置かれている警察署の名称)

氏名

申請人が法人その他の団体である場合は、代表者又は管理人の住所又は 居所及び職・氏名

再審査の申請書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定に基づき、 下記のとおり再審査の申請をします。

記

 $1\sim4$ 略

旧

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則 (抜粋)

別記

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所(留置されている場合は、留置施 設が置かれている警察署の名称)

氏名

申請人が法人その他の団体である場 合は、代表者又は管理人の住所又は 居所及び職・氏名

再調査の申請書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定に基づき、 下記のとおり再審査の申請をします。

記

 $1\sim4$ 略

年 月 日

高知県公安委員会 様

氏名

再審査の申請取下書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項において準用する 行政不服審査法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり再審査の申請を取り下げ ます。

記

1 • 2 略

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県公安委員会 様

氏名 (

再審査の申請取下書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項において準用する 行政不服審査法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり再審査の申請を取り下げ ます。

記

1 • 2 略

高知県公安委員会 様

留置施設の置かれる警察署の名称 警察署

年 月 日

氏名

年齢

事実の申告書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第1項の規定に基づき、 下記のとおり事実の申告をします。

記

1~3 略

高知県公安委員会 様

第6号様式(第11条関係)

留置施設の置かれる警察署の名称

警察署

月 日

氏名

年齢

事実の申告書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第1項の規定に基づき、 下記のとおり事実の申告をします。

記

 $1 \sim 3$ 略

年 月 日

高知県公安委員会 様

氏名

事実の申告取下書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第3項において準用する 行政不服審査法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり事実の申告を取り下げま す。

記

1 • 2 略

第7号様式(第14条関係)

年 月 日

高知県公安委員会 様

氏名 (

事実の申告取下書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第3項において準用する 行政不服審査法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり事実の申告を取り下げま す。

記

1 • 2 略